

会 議 録

会 議 の 名 称	平成24年度 第1回 小金井市交通安全推進協議会
事 務 局	都市整備部 交通対策課
開 催 日 時	平成24年8月28日（火）午前10時～正午
開 催 場 所	801会議室（第二庁舎8階）
出 席 者	別紙のとおり
傍 聴 の 可 否	可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍 聴 者 数	0人
傍 聴 不 可 等 の 理 由 等	該当なし
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱状の交付 2 市長あいさつ 3 委員、市職員の紹介 4 会長の選出 5 小金井警察署管内における交通情勢について 6 議 題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成24年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）について (2) 交通安全運動期間中の広報活動等について (3) 交通安全市民の集いの実施について (4) その他
会 議 結 果	別紙のとおり
発 言 内 容 ・ 発 言 者 名（主な発言 要旨等）	別紙のとおり
提 出 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年秋の交通安全運動推進要領（案） ・平成24年秋の交通安全運動市内広報文（案） ・秋の全国交通安全運動市民の集い ・スタントマンを活用した自転車安全教室について ・東京都小金井市交通安全推進協議会設置条例 ・小金井市交通安全推進協議会委員名簿
そ の 他	

平成24年度第1回小金井市交通安全推進協議会会議録

1 日 時 平成24年8月28日（火）午前10時～正午

2 場 所 801会議室（市役所第二庁舎8階）

3 内 容

- (1) 委嘱状の交付
- (2) 市長あいさつ
- (3) 委員、市職員の紹介
- (4) 会長の選出
- (5) 小金井警察署管内における交通情勢について
- (6) 議 題
 - ① 平成24年秋の小金井市交通安全運動推進要領（案）について
 - ② 交通安全運動期間中の広報活動等について
 - ③ 交通安全市民の集いの実施について
 - ④ その他

4 出席者

【委 員】（敬称略）

吉永徳昭（代理者）、渡辺大三、井上義郎（代理者）、高木裕、渡邊孝之、伊藤和郎、土屋和子、井口昌治、田原泰弘、村越莊一郎、金澤昭、大森康雄、村手隆夫、奥田泰大、井上智順

【小金井市】

稲葉孝彦（小金井市長）、酒井功二（都市整備部長）、畑野伸二（都市整備部交通対策課長）、大久保裕広（都市整備部交通対策課交通対策係長）

【傍聴者】

なし

5 主な発言要旨等

【交通対策係長】開会、資格審査、配布資料の確認

【市長】委嘱状の交付

【市長】挨拶

【交通対策係長】委員の紹介、市事務局職員の紹介

【交通対策係長】会長の選出

選出方法についてご意見はありませんか。

【A委員】

委員の中から指名推選の方法により行うのがよろしいと考えます。

【交通対策係長】

選出方法について、指名推選によるのご意見がありました。そのように決定することにご異議はありませんか。

ご異議なしと認め、指名推選の方法で行います。

会長について、どなたかご推薦をいただきますでしょうか。

【B委員】

会長には、小金井警察署管内交通安全協会でご活躍であり、本協議会委員も4期目になる伊藤和郎さんを推薦いたします。

【交通対策係長】

本協議会会長に伊藤和郎さんを選出することにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり選出することに決定いたしました。

【会長】就任のあいさつ

【会長】東京都小金井市交通安全推進協議会設置条例（以下「条例」という。）

第5条第3項に規定する委員の指定

会長職務代行委員には、土屋和子さんを指定します。

【会長】条例第8条に規定する幹事及び書記の委嘱

幹事には、畑野交通対策課長を、書記には大久保交通対策係長を委

嘱します。なお、委嘱状の交付は省略します。

【交通対策係長】

これをもちまして、私の職務は終了いたしましたので、会長と交代いたします。議事進行へのご協力を感謝いたします。

それでは、伊藤会長、議事の進行をお願いいたします。

【会長】

それでは、定めに従い議長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

「小金井警察署管内における交通情勢について」を警視庁小金井警察署藤山交通課長から説明をお願いします。

【小金井警察署交通課長】「小金井警察署管内における交通情勢について」を説明

内容省略

【会長】

ありがとうございました。何かご質問はありますか。

無いようなので、議題に入らせていただきます。

議題(1) 平成24年秋の小金井市交通安全運動推進要領（以下「推進要領」という。）（案）について、事務局から説明をお願いします。

【交通対策係長】

去る7月6日、内閣府交通対策本部で決定された「平成24年秋の全国交通安全運動推進要綱」をベースに、東京都では、都民総ぐるみの運動として推進することとして、首都交通対策協議会安全部会幹事会において東京都における推進要領が8月7日付けで決定されました。この東京都の推進要領を基本として、私ども事務局で作成したものを小金井市版の推進要領として本日ご提案するものでございます。

まず目的です。「交通安全運動をきっかけに、市民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組に参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくこと」を目的としていま

す。

スローガンは「やさしさが 走るこの街 この道路」という東京都の第8次の交通安全計画から使われているお馴染みのスローガンが、今回、第9次の期間がスタートしておりますが、引き続き掲げられております。

期間は、例年どおりの9月21日から30日までの10日間で実施いたします。この時期は、秋の行楽シーズン、お彼岸の時期にあたり、人も車も動く時期で、ともすると落ち着きがなくなってしまうのではないのでしょうか。そのような時期に、全国的に交通安全を啓発しましょうということ、昭和23年以降、今回が129回目の交通安全運動ということになります。期間中の9月30日（日）は、「交通死亡事故ゼロを目指す日」ということで定められております。

主催機関としては、小金井市、警視庁小金井警察署管内交通安全協会、警視庁小金井警察署、本協議会、関係機関・団体ということで、皆さんで力を合わせてこの運動をやって行きたいと考えております。

運動の基本「子どもと高齢者の交通事故防止」ということでございます。平成18年秋の交通安全運動を行う際にこの「運動の基本」というものが設定されるようになりました。平成19年春の交通安全運動以降、春は6年連続で「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の基本としています。

運動の重点は、①夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗車中の交通事故防止（特に、反射材用品等の着用の推進及び自転車前照灯の点灯の徹底）、②全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底、③飲酒運転の根絶、④二輪車の交通事故防止 の4項目が決まっております。

具体的な推進要領ということで、「家庭・地域で行うこと」、「運転者としてハンドルを握る際のポイント」、「職場や学校で行うこと」をあげております。

小金井市、小金井警察署、関係機関・団体と一丸となって、この交通安全運動を推進して行きたいと考えております。

以上、平成24年秋の小金井市交通安全運動推進要領案をご提案申し上げます。よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

【会長】

以上で説明が終わりましたが、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

．．．．．**質疑応答**．．．．．

【会長】

無いようでしたら、本案を原案どおり決定することにご異義ございませんか。

．．．．．**異義なし**．．．．．

【会長】

ご意義がありませんので、「平成24年秋の小金井市交通安全運動推進要領」は、原案どおり決定いたします。

続きまして議題(2) 交通安全運動期間中の広報活動等について、事務局から説明をお願いします。

【交通対策係長】

車両による広報活動について

通勤・通学の時間帯にあたる午前7時半から8時半まで、午前10時前後の2時間及び午後3時前後の2時間 毎日3回合計5時間程度を交代で行います。場所は、武蔵小金井駅、東小金井駅及び新小金井駅の駅前広場を重点的に広報いたします。

なお、広報テープの録音は、毎回市内の中学生にご協力をいただいておりますが、今回は、第二中学校の皆さんにご協力をいただく予定であります。

交通安全ポスターの掲示について

交通安全ポスターを市内の教育機関、金融機関、ガソリンスタンド等に配布し市民への周知活動を行います。ポスターは、9月15日頃を目途に配布する予定でございます。

のぼり旗の設置について

「交通安全運動実施中」をお知らせするのぼり旗を運動期間中、市内の主要交差点、市役所本庁舎前・第二庁舎前、そして小金井警

察署前に、合計80本を設置いたします。

その他

市報「こがねい」9月15日号や市ホームページを活用して、交通安全運動の実施を広く市民に広報していきたいと考えています。

【会長】

ご質問はございませんか。

無ければ、議題(3) 交通安全市民の集いの実施について、事務局から説明をお願いします。

【交通対策課係長】

日時 平成24年9月8日(土) 午後2時から4時まで

昨年秋と同様、武蔵小金井駅南口の小金井市民交流センターで開催します。

【会長】

ご質問はございませんか。

無ければ、(4)その他について、事務局から説明をお願いします。

【交通対策課係長】

「スタントマンを活用した自転車安全教室について」をご説明いたします。

スケアード・ストレイトと呼ばれる教育技法を警視庁が中高生を対象とした交通安全教育に応用したもので、テレビや映画で活躍中のスタントマンが、実際に発生した交通死亡事故を再現し、それを疑似体験することにより交通安全を心掛けるようになる。また、この交通安全教育を受講した中高生が将来ハンドルを握るようになった時、悲惨な交通事故を起こさないように、安全運転を行うドライバーに育ててほしいという長期的なスパンの交通安全プログラムであります。

今年度は7月4日に一中で、7月13日に南中学校で実施しました。

ご覧のとおり、3年を1サイクルで実施していますので、市立中学校5校に通う小金井市の中学生は、在校中に必ずこのプログラムを受講できるということになります。

【会長】

ご質問はございませんか。

無ければ、これで平成24年度第1回小金井市交通安全推進協議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただきありがとうございました。